四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で四千九百八十五億円
内訳（別表のとおり）
五千四百二十億四千四百四万五千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　振替単位　平成二十八年六月二十三日

十　発行日　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

十一　発行価格　$\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×（各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年六月二十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年六月二十一日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十八年六月二十三日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百十五回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	百八十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	千一百八十一億円

利付国庫債券（十年）（第三百十七回）	一・一％	平成三十三年九月二十日	五百三十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百十八回）	一・〇％	平成三十三年九月二十日	千二百七十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百十九回）	一・一％	平成三十三年十二月二十日	四十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十回）	一・〇％	平成三十三年十二月二十日	二百五十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十二回）	〇・九％	平成三十四年三月二十日	三十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十四回）	〇・八％	平成三十四年六月二十日	十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十五回）	〇・八％	平成三十四年九月二十日	五百九十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	〇・七％	平成三十四年十二月二十日	百四十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	〇・八％	平成三十五年六月二十日	二十九億円
利付国庫債券（二十年）（第五十一回）	二・〇％	平成三十三年六月二十一日	四十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十八回）	二・二％	平成三十六年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・〇％	平成三十六年十二月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第七十四回）	二・一％	平成三十六年十二月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第八十三回）	二・一％	平成三十七年十二月二十日	六十八億円
利付国庫債券（二十年）（第八十八回）	二・三％	平成三十八年六月二十日	四十七億円
利付国庫債券（二十年）（第八十九回）	二・二％	平成三十八年六月二十日	五十七億円
利付国庫債券（二十年）（第九十一回）	二・三％	平成三十八年九月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	二百九十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三回）	二・三％	平成四十年六月二十日	六十億円